

## はじめに

これまで私たちの社会は、地域社会そのものの抑止力や警察によって安全が保たれてきた。そのような点から、私たちのセキュリティに対する感覚は甘いと言わざるを得ない面があり、学校のセキュリティについても同様である。

兵庫県では、大阪教育大学教育学部附属池田小学校における児童等殺傷事件の深刻さを踏まえ、同事件直後に各学校等と県警察本部をダイレクトに結ぶ「県警ホットライン」の設置など、危機管理の充実に向けた取組が図られてきた。

さらに、兵庫県教育委員会は、不審者への対応の在り方について検討する「学校危機対応ガイドライン（不審者への対応）検討委員会」を設置し、私たち委員にその具体策について協議するよう依頼した。

学校は地域コミュニティの中心である。教育という限られた世界だけでなく、地域のさまざまな活動の中心でありシンボルである。防犯についても、学校は地域と連携して取り組んでいくことが重要になってきている。地域のありとあらゆる機能、行政、地域住民が自分たちの地域に責任を持って手を取り合い、よりよい生活を創造する町づくりを進めていく時代である。このような観点に立ち、私たちは検討委員会においてガイドラインの作成に向けた協議を進めてきた。

以下は、昨年10月30日以来の本検討委員会における計4回の協議の成果を、テーマごとに3章にまとめ、「学校危機管理ガイドライン —不審者から子どもを守るために—」としてここに提出するものである。

本ガイドラインの編集にあたっては、全体構成として、まず第1章において、危機管理に関する組織としての考え方やその進め方を示し、それに基づいて学校の危機管理の目的及び危機の内容について概要を述べている。さらに、第2章において、不審者への対応に焦点を絞り、具体的にいかに危機管理を進めていくかについて記述した。また、最終章において、心の理解とケアに関する基本的事項を示している。

なお、第2章には、各学校において危機対応マニュアルの作成・見直しが具体的に進められるように、危機対応マニュアルサンプルも示しているのので、各学校の実態に即し、独自のマニュアルの整備に努めていただきたい。

“マニュアルに記載されていないものが危機である”とも言われており、完璧なマニュアルはあり得ない。しかし、危機を乗り切るためには、一人一人が平素より役割を認識し、的確な対応が瞬時になされるかによる。そのためにも、マニュアルは必要であり、平素から見直すことにより、マニュアルを生きたものにし、子どもたちにより安全な環境をつくり出す努力はできると考えている。

以上のような構成になっているので、各学校において本ガイドラインを活用する際には、各学校の実情に合わせどの章から読み始めていただいても結構である。

なお、本ガイドラインは、「不審者の学校への侵入」に焦点を当て、その対策の在り方について詳細に説明したものである。しかし、今後も私たちの想定を越える新たな危機が発生する危険性は否定できない。当然、新しい危機の姿は現時点では明確ではなく、姿を持たない危機に対して備えることは大変難しい。だからといって、新しい危機が発生した時点でその対策を考えていけばよいというものではなく、本ガイドラインは、明確な姿を持たない新たな危機に対しても、予め対応できるような仕組みを提案したものである。

危機が起こるかどうかが問題ではなく、危機は必ず起こるものであるとの前提で、未然防止のための具体的な取組や発生時の対応はどうあるべきかを問題にしなければいけない。本ガイドラインが十分活用され、安全で安心な学校づくりの推進に寄与できることを願っている。

平成14年3月

学校危機対応ガイドライン（不審者への対応）検討委員会

委員長 小出 治